

# 令和3年度報酬改定に伴う、 機能強化型（継続）サービス利用支援費の算定要件

令和5年12月25日  
国分寺市障害者基幹相談支援センター

		機能強化型サービス利用支援費			
		I	II	III	IV
		常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1人以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。	常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、そのうち1人以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。	常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1人以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。	専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1人以上が常勤専従かつ相談支援従事者現任研修を修了していること。
専門員の構成	① 常勤・専従の相談支援専門員の配置人数	4名以上	3名以上	2名以上	
	② ①のうち、相談支援従事者現任研修の修了者数	1名以上	1名以上	1名以上	
	③ 専従の相談支援専門員の配置人数				2名以上
	④ ③のうち、常勤・専従かつ相談支援従事者現任研修の修了者数				1名以上
利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達などを目的とした会議を定期的開催		○	○	○	○
24時間常時連絡できる体制の確保、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制の確保		○	○	△*	
当該指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、現任研修を終了した相談支援専門員の同行による研修の実施		○	○	○	○
基幹相談支援センター等からの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制の整備		○	○	○	○
基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加		○	○	○	○
1月間の相談支援専門員1人当たりの取扱件数（前6月平均）が40件未満であること		○	○	○	○

\*協働体制の場合のみ、算定要件となる。単独事業所の場合、機能強化型（II）から、24時間の連絡体制の確保が要件となる。

